

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月13日認可した。

平成27年3月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）蓮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）上横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）七尾新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）徳満上横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）帰来地区